

市町村国民健康保険  
後期高齢者医療制度

にご加入の

東日本大震災津波で被災された皆さまへ

平成 30 年 1 月 1 日以降も、医療費の窓口負担の免除を受ける場合は、有効期限が切れていない免除証明書を医療機関の窓口にご提示してください。

◆ 有効期限が切れた免除証明書は、平成 30 年 1 月 1 日以降は使えません。

新しい免除証明書の交付については、市町村窓口又は岩手県後期高齢者医療広域連合にお問い合わせください。

- ◎ 次の場合の窓口負担の免除については、平成 24 年 2 月 29 日までで終了しています。
- ・入院時の食事、居住費
  - ・柔道整復師、あん摩、マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術等
  - ・被保険者証を医療機関等の窓口で提示できなかった場合